

幕末明治期の西書翻訳と唐通事

—漢字翻訳語をどう読むか

京都ノートルダム女子大学人間文化学部人間文化学科
朱鳳

発表の要点

一、いつから西洋翻訳書があったか

1. 最初の西書翻訳書
2. 唐通事と西書翻訳

二、どのように翻訳されたか、どのように読むか
(特に漢字翻訳語に注目する)

1. 唐通事の翻訳書『政治略原』を用例に
2. 重訳書『万国公法訳義』を用例に

三、近代西書翻訳における漢字翻訳語の役割

一、いつから西洋翻訳書があったか

- ★日本の近代化の第一歩は、「外国人教師、留学生、視察団、翻訳」と言われている。(丸山真男、加藤周一、『翻訳と日本の近代』、p.18)
- ★「外国人教師、留学生、視察団」は一部のエリートしか恩恵を受けられない。
- ★翻訳の担い手は知識人であるが、その産物である翻訳書は啓蒙書の役割もある。翻訳書を通して、多くの人々に西洋知識を伝えることができる。
- ★翻訳の歴史: 1) 蘭書翻訳 2) 中国語翻訳書の利用 3) 英書、その他の言語の翻訳

本発表に使ういくつかの用語の説明

★**漢字翻訳語**：翻訳する際、和語を使用せず、中国語に由来の漢字語彙を使用する翻訳語。

漢字翻訳語さらに**漢訳語**と**漢字語**とを分けることができる。

★**漢訳語**とは西洋の新しい概念を訳すために新たに作った翻訳語。(例えば：鉄道、電話、国会)

★**漢字語**は、在来の漢字語彙を使って、新しい西洋概念を翻訳する。新しく造語をしない。(例えば、權在庶民 (democracy)、紳董 (president)、翻案 (review))

現在日本語として成立していないが、幕末明治初期の西書翻訳書に多用されている。

1. 最初の西書翻訳書

★杉田玄白（1733-1817）の『解体新書』（1774）

★文体は漢文である

★3つの翻訳方法を確立した

1) 翻訳：価題験（ベンデレン）→ 骨

2) 義訳：加蠟假価（カラカベン）→ 軟骨

3) 直訳：機里爾（キリル）→ 機里爾（キリル）

現在「腺」と訳す。国字。

★後の西書翻訳方法はこれに基づくものが多い。
つまり、西書翻訳の際に使用する翻訳語は基本的に漢語である。



扶爾詩都私解體書

米私共爾解體書 威士山州本會所藏
和蘭文書

是也。今所取圖書自上皆記符印者。今讀
者。便相燭而看也。

原本之圖其微細不可見者。盡以顯微鏡
臨摸之。

凡事難解者。皆於和蘭解體諸本。及禽獸
草木譜。及天文地理器械衣服等之書。得
參考而注其下。或取其說作之。解傍書以
假讀者。

譯有三等。一曰翻譯。二曰義譯。三曰直譯。

如和蘭呼曰。個題驗者。即骨也。則譯曰骨。

翻譯是也。又如呼曰加蠟假個者。謂骨而

軟者也。加蠟假者。謂如鼠齒器音然也。差

取義於脫軟個者。個題驗之略語也。則譯

曰軟骨。義譯是也。又如呼曰機里爾者。無

語可當。無義可解。則譯曰機里爾。直譯是

也。余之譯例。皆如是也。讀者思諸

西洋諸國所稱支那者。即今清國也。吾邦
振古多稱曰漢若唐也。元陶元儀輟耕錄

顯微鏡

顯微鏡
ニホンムシメガネ

左に意味の解釈、
杉田は”倭訓”と
称す

右に読み方を
つける

カラカベン
加蠟假個

杉田玄白『解體新書』
1774年 国会図書館ON LINE
<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>

禽獸也

○其解體之法有六矣

其一在審骨節

其二在審機里爾之所在漢人所未詳者大小不一

其三在審

神經漢人所未詳者

其四在審脉道所循及脉之所見漢人所

其五在審

臟之形狀及所主

其六在審諸筋所集會漢人所

下に割り注をつける

神經

漢人所未詳者。主ル
視聽言動ヲ

元々漢字語にない
言葉、杉田が作っ
た漢訳語

東京大学医学図書館デジタル資料館
[http://www.lib.m.u-](http://www.lib.m.u-tokyo.ac.jp/digital/HR091_01/003.html)
[tokyo.ac.jp/digital/HR091_01/003.html](http://www.lib.m.u-tokyo.ac.jp/digital/HR091_01/003.html)

2. 唐通事と西書翻訳

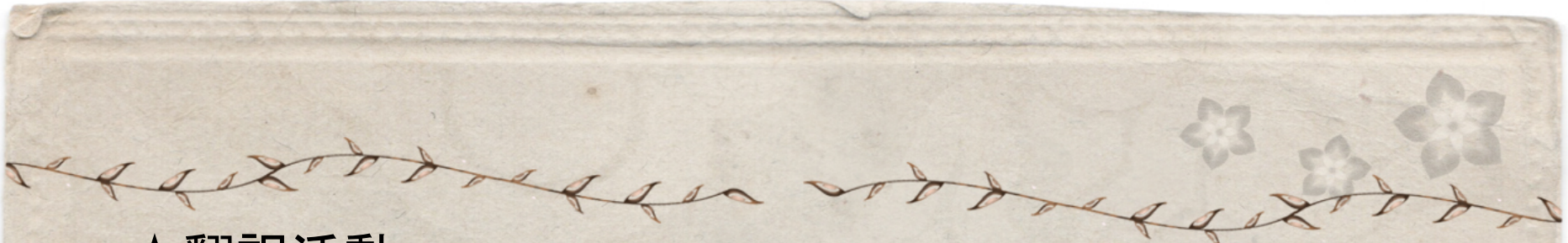
★日米修好通商条約（1858）以降、正式に英語学習をはじめた。

1859年2月、横浜に停泊中のアメリカ汽船に赴き、マッゴウアン（Daniel Jerome Macgowan、1814-1893、漢名：瑪高温、バプテスト教会宣教医）に英語を習った。
鄭幹輔、遊龍彦三郎、彭城大次郎、太田源三郎、何礼之助、平井義十郎

（古賀十二郎 『徳川時代に於ける長崎の英語研究』 九州書房 昭和22年p. 7）

★唐通事の英語学習についての参考書

- 「長崎唐通事何礼之の英語学習」（許海華『関西大学東西学術研究所紀要』第44輯 2011）
- 「何礼之と宣教師の交流について」（朱鳳『環流する東アジアの近代新語訳語』ユニウス 2014 p.207-p.222）



★翻訳活動

1) 何礼之

『萬法精理』 (1875) 『泰西古今法律類鑑』 (1877)
『米國律例』 (1871) 『政治略原』 (1873) 『英國賦稅要
覽』 (1871) 『世渡の杖—經濟便蒙』 (1872)

2) 何幸五郎

『香港巡邏章程』 (刊年不明) 『和英対訳書牘類例』
(1873)

二、どのように翻訳されたか、 どのように読むか

1. 唐通事の翻訳書『政治略原』(1873)を用例に

原書はアメリカのAndrew W. Young(1802–1877)が学生のために作った教科書*First Book on Civil Government*(1867)である。

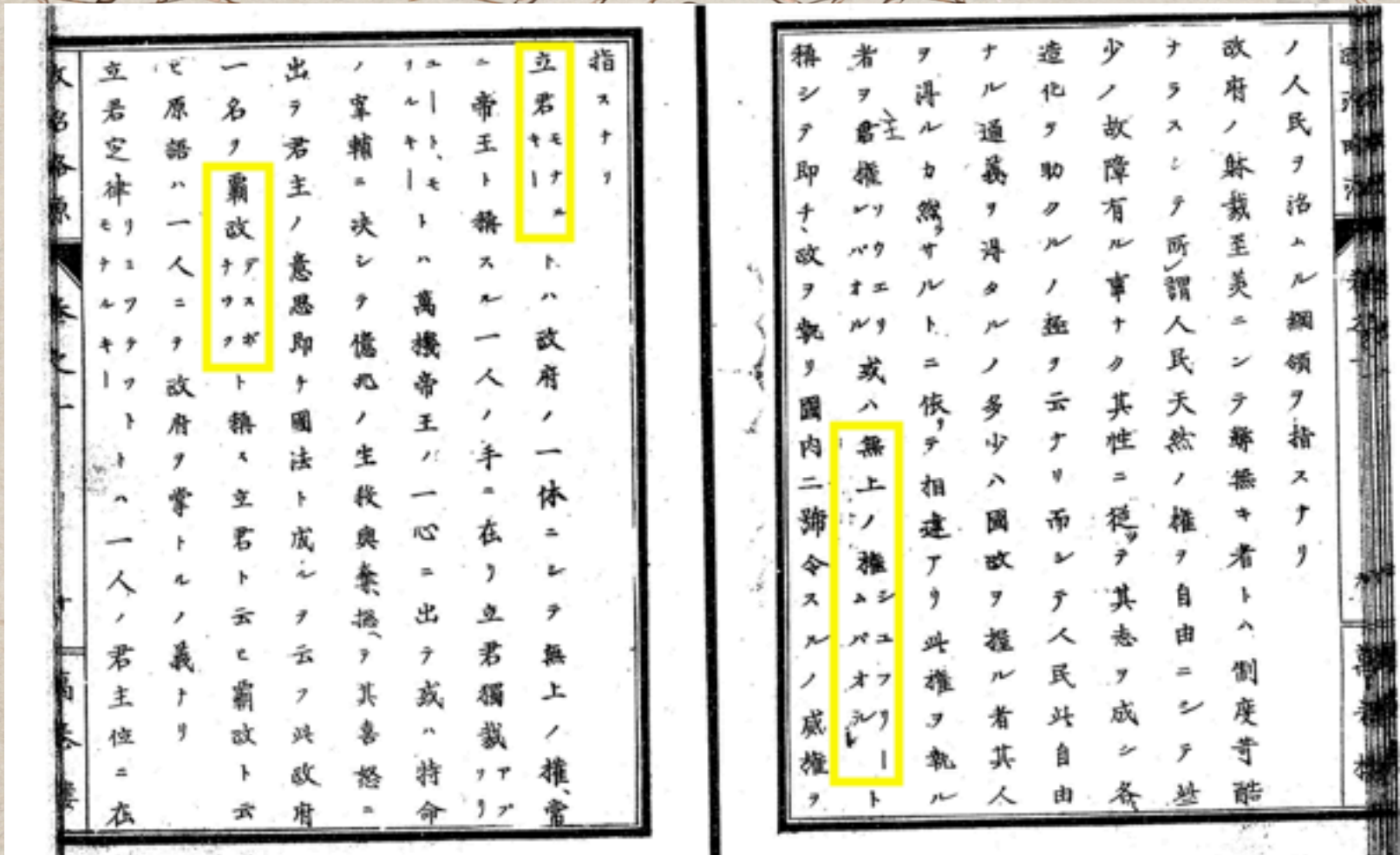
(1) 訳語の特徴

政學及ヒ律令ニ於テハ自ラ一科ノ熟語アリテ一々之ヲ通用ノ語ニ改メ難シ今盡ク其譯例ヲ示ス時ハ徒ニ煩ヲ増ス耳ナルカ故ニ譯語通シ難キ者ニハ細註ヲ加ヘ或ハ左訓ヲ付ス且序文ニ云ヘル如ク單ニ市井ノ童蒙ヲ啓牖スル小冊子ナレハ文詞ノ鄙俚ハ論スル迄モ無シ看者笑フ勿レ

(瓊江何禮之譯述 『政治略原』「緒言」四葉)

(2) 細注について

「細註」とは漢字翻訳語に付しているカタカナ語であり、つまり英語の発音を表記している。



何礼之『政治略原』 1873年 国会図書館ON LINE <https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>

邑衙ノ越訴ヲ覆審ス
 州衙ノ上ニ每邦必ス一衙無タル可ラスニ衙以
 上ヲ置ク邦モ有リ其名ハ諸邦ニテ一様ナラス
 行衙シルクイト、高衙シユペリヨルト、越訴ノ衙コルト
 是ナリ
 每邦ノ法衙其名ヲ殊ニスル如ク體裁一様ナラ
 ス者官諸邦ノ憲律ヲ讀ンテ其詳細ヲ知ル可シ
 州衙其他長刑ノ兩法ヲ裁判スル法衙ハ二種
 ノ會審アリ小會審ハナリト大會審ハナリト是

無上の権 シュプリーム パオル
 立君 モナルキー
 覇政 アプソリュートモナルキー

行衙 シルクイト コールト
 高衙 シュペリヨル コールト
 越訴の衙 コールト オフアッピール

何礼之『政治略原』 1873年 国会図書館ON LINE
<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>

漢訳語	細注	原書の英語
立君	モナルキー	monarchy
代議士	リブレゼンテーチフ	representative
覇政	デスポチック	despotic(despotism)
共和	レプブリック	republic
独裁	アプソリュートモナルキー	absolute monarchy
民主政治	デモクレーシー	democracy
貴族合議	アリトスクラシー	aristocracy
行衙	シルクイト コールト	circuit court
高衙	シュペリヨル コールト	superior court
越訴の衙	コート オフ アppeal	court of appeal
保状	レコグニザンス	recognizance
府尹	マヨル	mayor
下局、衆庶院	ハウス オス コムムンス	house of commons

★表にある「代議士、立君、覇政、独裁、貴族合議、民主政治、共和」などは漢訳語に分類することができる

★表にある「行衙、高衙、越訴の衙、保状、府尹、衆庶院などは漢訳語より漢字語の性格が強い。

★『政治略原』にある漢字語は、日本人になじみの薄い中国語の色が見え隠れしている。それは、何礼之の唐通事の背景が反映されているのではないかと思われる。(唐通事が普段使っている口語が多く含まれている。)

★中国語の性格が強い漢字語に対して、さらに解釈する必要があると判断した時に、細注と左訓を両方つけるケースもある。

「保状(ウケガキ、レコグニザンス)
(Recognizance) はその一例である。

何礼之『政治略原』 1873年 国会図書館ONLINE <https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>

保領ノイトハ原ト辨蘭西語ニ出テ獲成ハ次
 付ノ義ナリ故ニ問官保領ヲ承知ストハ本人
 放テテ保人ノ杖管ニ付與スルヲ云フ故ニ亦
 欺ニ繋ク可キ者ヲ釋シテ保人ニ列取ラスル
 罪人ヲ保リ領スト云フナリ若シ保人ニ於テ罪
 人再審ノ時ニ出頭セザルニテ恐ル、時ハ後時
 ニテモ問官ニモフテ欺ニ投ケレムナリ
 保領ノ時官ニ出スル保状
 証人ヨリ再審ノ時ニ必ス出頭ス可キ旨ノ書付

州軍ハ州内ノ法曹ニ列坐シテ判司ノ令ニ隨テ
 召牌ノ出レ捕票ノ發レ罪犯ヲ勾提レ因國囚
 徒ヲ收録ス此官ニ丞佐ノ属官アリ
 檢屍ハ暴死莫死ヲ檢レテ莫死スル緣由ヲ執ス
 若レ州中ニ無主ノ死屍ヲ看出ス時ハ立會トニ
 後ニ其者ハ其ノ之ヲ審問シ取證ノ吟味レ立
 會ヨリ莫死スル緣由情實ヲ聞取ル之ヲ檢屍ニ
 スト云フ

(3) 左訓
 「左訓」とは漢字に付して
 いる解釈である。

召牌 メシフダ
 捕票 メシトリカキツケ
 眼證 ショウニン

何礼之『政治略原』 1873年 国会図書館ON
 LINE <https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>

★これらの言葉は、むしろ**日本語**漢字語ではなく、**中国語**漢字語であると言える。つまり、唐通事の何礼之は、日常的に中国語通訳業務の中で使われている漢字語を積極的に西書翻訳に取り入れているのではないかと考えられる。これらの漢字語を一般の読者に理解してもらうために、彼は左訓という方法を取った。

左訓	漢字語	原書の英語
カリノヤクニン	管事司	trustee
クミアイ	合夥	company
メシフダ	召牌	execute
メシトリカキツケ	捕票	warrant
ショウニン	眼證	witness
フリトユルシ	故縦	aid or abet

2. 重訳書『万国公法訳義』を用例に

漢字語に和訓をつける方法は唐通事以外にも用例がある。
在華宣教師マーティン(William Alexander Parsons Martin, 丁韪良1827-1916)が中国語に翻訳した『万国公法』(1864)を和訳した『万国公法訳義』(堤穀志士、慶応4年、1868)がある。

破産に関する法律を説明する箇所がある。(原文は縦書き)

本國ニテ早ヤ**虧空**(ブンサン)**放釋**(ゴメン)ノ後。もし貨物他國ニアリテ。其**附託**(アヅカル)セラルノ人(虧空ノ本人。其貨物ヲ分抄セラルヲ早クモ知リテ。貨物ノ他國ニアル分ハ。他人潜カニ付託シテ。我貨物ニアラザルヤウニコシラヘ置ナリ)ハ。**債主**(カシヌシ)が本國釋放ノ例を用イズ……

虧空→bankruptcy(破産) 放釋→discharge(免債)
附託人→bankruptcy trustee(破産管財人) 債主→creditor
(債権者)



万国公法

卷二

五

クハ如何ナスベキゾ。其婚姻スル土地ノ律法ニ
ニ裁斷ス。但シ婚姻以前ニ早ヤ契據アレバ、ソノ
夫婦雙方ノ産業ハ如何為スベキゾ。其以前契據
ヲ寫セシ土地ノ律法ニテ裁斷ス

凡ソ債ヲ負フテ返辨ナラスハ。若シ本國ノ律法
並ビニ借主貸主ノ住シテ。其契據ヲ寫セシ土地
ノ律法ヲ按シ。早ヤ釋放ニナリ来レバ。其債ヲ負
フ者何地ニ往キテモ。其債ハノガルナリ。是レ
ハ歐羅巴亞美利加洲公法ノ通例ナリ

本國ニテ早ヤ虧空^{クワウキウ}放釋ノ後。若シ貨物他國ニア
リテ。其附託^{ツキタカ}セラルノ人虧空ノ大人。其貨物ヲ分
テ。貨物ノ他國ニアル分ハ。他人ノ潜カニ付託^{ツキタカ}ハ
シテ。我貨物ニ非ガルヤウニコイラヘ置ナリ
債主ガ本國釋放ノ例ヲ用ヒズ。此附託ノ貨物ヲ

抄分セントスルヲ。ホドヨク保護シテ。債主ニ取
ラレズバ。吾得分ト為ル。此論ハ法師モ同意セズ。
諸國モ一様ニ行ナハズ。然レドモ虧空者住居ノ
土地ニテ。初メ訴訟ノ時。其貨物内外ナク一切ニ
分抄トナル。歐羅巴各國多クハ此例ニ從フ。此例

万国公法

六

堤毅志士『万国公法記
義』1868年 国会図書館
ON LINE
<https://ndlonline.ndl.go.jp/>
/#/

★『万国公法訳義』にみえる他の漢字語に和訓つけるの 用例

漢字語	左訓
国債	クニノシャクキン
管轄	トリシマリ
交親	ツキアヒ
指揮	サシツ
航海	フナノリ
矛盾	クヒチガヒ
法国	フランス
美国	メリケン


中国語の漢字語をそのまま利用し、訓読みをつけるだけ。

三、近代西書翻訳における漢字翻訳語の役割

- ★近代西書翻訳文体の多くは漢文或いは変体漢文である。
- ★漢字文化圏の特有な現象：異文化（ヨーロッパ、アメリカ）の書物をもう一つの異文化の言語（漢文、漢語）を通して翻訳する。
- ★読者を想定して、「雅馴」と「俚俗」の2種類がある。

市井ノ童蒙ヲ啓牖スル小冊子ナレハ文詞ノ鄙俚ハ論スル迄モ無シ（『政治略原』緒言）

コノ譯本ハ。世俗ニ通ズル專要トスレバ。往々閭閻通用ノ言語ヲ雜ジヘ。頗ル雅馴ナラズ。（『万国公法訳義』凡例）

- 
- ★「雅馴」の漢字語に和訓をつけることで、「俚俗」になり、一般市民、学生でも読める啓蒙書にする。
 - ★漢字語の使用に於いて、唐通事の翻訳書はより顕著である。通事業務の口語の中国語まで和訓をつけて翻訳語として使用する。つまり、「俚俗」の翻訳書が多い。啓蒙的な役割を担う。
 - ★近代西書翻訳に於いて、漢字翻訳語は媒体としての役割が大きい。
 - ★日本の近代西書翻訳における唐通事の活躍に関してさらなる研究が必要である。

参考文献：

飯田晴巳『明治を生きる群像 近代日本語の成立』おうふう 平成14年

石川禎浩 狭間直樹 編『近代東アジアにおける翻訳概念の展開』京都大学学術出版

喜多田久仁彦「唐通事の中国語について」『研究論叢』87号 京都外国語大学 2016年

許海華「長崎唐通事何礼之の英語学習」『関西大学東西学術研究所紀要』第44輯 2011年

古賀十二郎『徳川時代に於ける長崎の英語研究』九州書房 昭和22年

朱鳳『モリソンの「華英・英華字典」と東西文化交流』白帝社 2009

朱鳳「何礼之と宣教師の交流について」『環流する東アジアの近代新語訳語』2014

周圓「丁韪良『万国公法』の翻訳手法：漢訳『万国公法』1巻を素材として」『一橋法学』2011年10
巻(2) p.223-p.264

狭間直樹 編『西洋近代文明と中華世界』京都大学学術出版 2001

盛岡健二編著『改訂近代語の成立』明治書院 平成3年